

「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」概要

1 評価書（案）の作成、公表の趣旨

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による社会保障・税番号制度の導入に伴い、大阪府知事は、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報をファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）として保有している。
- 大阪府では、同法第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条の規定に基づき、特定個人情報ファイルの取扱手順やリスク対策に係る評価をとりまとめ、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）として公表しているところである。
- この度、当初の公表から5年を経過することを踏まえ、同規則第15条に基づき、改めて特定個人情報ファイルの保護に係る評価を実施し、それをとりまとめた「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について、パブリックコメントを実施する。

2 評価書（案）の名称

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務（全項目評価書）（案）

3 評価書（案）の概要

I 基本情報

（1）事務の名称

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「システム」という。）に係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

（2）事務の内容

- 府内市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知
- 大阪府知事から大阪府の他の執行機関への本人確認情報の提供
- 住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査

- ④ 大阪府知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が機構に行う本人確認情報照会要求の仲介
- ⑤ 大阪府知事部局の他の部署が検索する条件に該当する本人確認情報の表示
- ⑥ 磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理

II 特定個人情報ファイルの概要

(1) ファイルの名称

大阪府知事保存本人確認情報ファイル

(2) ファイルで管理する個人の総数

1, 000万人以上

(3) ファイルで管理する個人の範囲

大阪府内のいずれかの市町村において、住民基本台帳法第5条に基づき、住民基本台帳に記録された者

(4) ファイルで管理する項目

個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報

(5) ファイルの保有開始時期

平成27年6月

III 特定個人情報に係るファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(1) 特定個人情報の入手

情報の入手については、市町村職員がシステム用の端末から入力した情報をシステムを通じて大阪府サーバで受信する方法に限定している。

(2) 特定個人情報の使用

情報の使用については、操作権限のない府職員等が大阪府サーバに保管されている情報を不正に使用することがないよう、サーバに接続可能な府保有のシステム用の端末に生体認証を導入している。

(3) 特定個人情報の提供・移転

情報の提供・移転については、大阪府サーバがシステムを通じて行っており、その記録をシステム上で管理・保存している。

(4) 特定個人情報の保管・消去

情報の保管については、物理的対策として、施錠管理及び入退室管理を行って

いる部屋に設置したサーバ内に保管している。技術的対策として、ファイアーウォールの導入、専用回線の利用、データの暗号化、サーバ間の相互認証、定期的なウィルスパターンファイルの更新等の対策を講じている。

情報の消去については、住民基本台帳法施行令第30条の6に定める保存期間を経過した情報について、システムにて自動判別のうえ、復元できないように消去を行っている。

IV その他のリスク対策

(1) 自己点検・監査

年1回、セキュリティチェックリストを活用し、自己点検を行っている。

情報セキュリティに関する基本要綱に基づき、セキュリティポリシーの遵守状況について、評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、定期又は隨時に、監査を行っている。

(2) 従業者に対する教育・啓発

システムの操作者に対して、個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を行い、研修後の確認テストに合格した者のみ操作権限を付与している。

V 開示請求、問合せ

大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター（府政情報センター）
大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944-6066

総務部市町村課行政グループ

大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944-9109

VI 評価実施手続

基礎項目評価におけるしきい値判断の結果、全項目評価の実施が義務付けられている。